



放課後キッズクラブ よくあるご質問



Q1

保護者が短時間での就労でキッズクラブの利用は16時までの予定ですが、すすく【区分2】ではなく、わくわく【区分1】の登録でも問題ありませんか。(p. 2)

A1

保護者の方が就労していても、わくわく【区分1】の登録は可能です。

ただし、わくわく【区分1】は「遊びの場」として実施しているため、「生活の場」としての利用を希望する場合は、利用時間にかかわらず、すすく【区分2】への登録をお願いします。

Q2

病気やケガで長期間キッズクラブを利用しない場合でも、すすく【区分2】の利用料はかかりますか。(p. 2)

A2

すすく【区分2】の利用料は、利用の有無にかかわらず、月額で発生します。

なお、利用予定がない月がある場合は、わくわく【区分1】へ区分変更することで、利用料がからなくなります。

Q3

途中でキッズクラブの利用を辞める場合、必要な手続きはありますか。また、その場合に保険料や利用料の返金がありますか。(p. 2)

A3

キッズクラブの利用登録は年度ごとに行うため、退会の手続きはありません。

すすく【区分2】に登録している場合は、利用料の発生しないわくわく【区分1】への区分変更の手続きをお願いします。

また、保険料やすすく【区分2】の利用料は、年単位・月単位でのご負担となるため、利用をしなくなった場合でも返金はありません。

Q4

わくわく【区分1】の利用を制限する日があるのはどうしてですか。保護者は働いているので、キッズクラブを使えないと困ります。(p. 3)

A4

わくわく【区分1】は「遊びの場」として実施しているため、気象警報発表時等、お子さんやキッズクラブの活動の安全面を踏まえて利用を制限する場合があります。

「生活の場」としての利用を希望する場合は、すすく【区分2】への登録をお願いします。

Q5

すすく【区分2】の登録に当たり、勤務時間・日数等に条件はありますか。(p. 4)

A5

就労時間、日数等に条件はありません。保護者の方が就労していることが確認できれば、すすく【区分2】への登録が可能です。

Q6 活動時間中に、宿題等の勉強を教えてもらうことはできますか。(p. 10)

A6

主にすすく【区分2】のお子さんが自主的に宿題等の学習に取り組めるよう、活動時間中に学習の時間を設けるなどの環境づくりを行いますが、スタッフによる学習の指導等はありません。また、ご家庭において、保護者の方とお子さまでクラブにいる間の宿題等の学習にどのように取り組むかのお話をお願いします。

Q7 保護者が同意していれば、最終下校時刻後でも一人帰りができますか。(p. 14)

A7

キッズクラブでは、学校とも相談のうえ、お子さんの安全性を考慮し、お子さんだけで帰宅できる最終下校時刻を定めています。最終下校時刻以降は、保護者の方等のお迎えが必要となりますので、お手数をおかけしますがご協力をお願いします。

Q8 在宅勤務で保護者が家にいる場合でも、すすく【区分2】への登録は可能でしょうか。(p. 20)

A8

在宅勤務の場合でも、就労証明書等、留守家庭児童であることが確認できる書類をご提出いただければ、すすく【区分2】に登録いただくことができます。

Q9 民間学童や放課後児童クラブとの併用はできますか。(p. 21)

A9

民間学童等との併用も可能ですが、キッズクラブを利用してから民間学童等を利用する際に民間学童等の職員がお迎えに来る場合は、お子さんの引き渡し方法について確認する必要があるため、まずは併用予定の民間学童等をキッズクラブへお知らせください。また、併用してご利用される場合でも、日々の出欠連絡等は、キッズクラブと民間学童それぞれに対し、保護者の方から行ってください。

Q10 こどもに障害や特性があっても利用できますか。(p. 28)

A10

キッズクラブでは、障害の有無にかかわらず、安全・安心に利用することができるよう、お子さんの特性に応じた支援等、可能な範囲で適切な配慮に努めています。ご利用を検討されている場合、まずは、キッズクラブまでご相談ください。